

新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者のDX推進による業務効率化を支援するほか、消費者の利便性向上及び設備投資の増加による経済効果の向上を図ることを目的として、新たにキャッシュレス決済端末等を導入しようとする市内事業者に対し、予算の範囲内で新発田市キャッシュレス決済導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャッシュレス決済端末等」とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他の現金以外での決済を行うための決済手段であって、一般的な購買に繰り返し利用できるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社、本店等を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 事業所又は店舗等において、キャッシュレス決済端末等の利用が見込めること。
- (3) キャッシュレス決済端末等を継続して利用する意思があること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。

- (6) 政治又は宗教を目的とする事業を行う者でないこと。
- (7) その他市長が補助金の交付を不相当であると認める者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3とする。また、1端末につき3万円を上限とし、1事業者につき5端末までの申請とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、キャッシュレス決済端末等の購入及びキャッシュレス決済端末等の利用のための電気通信回路の整備を行う前に、新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 導入予定のキャッシュレス決済端末等に係る見積書（内訳、金額等の詳細が分かるもの）
- (3) 導入予定のキャッシュレス決済端末等の製品カタログ
- (4) キャッシュレス決済端末等の設置予定場所が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該交付申請者に通知

するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事情の変更等により交付申請の取下げをしようとするときは、新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付申請取下申出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付変更申請等)

第9条 交付決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに新発田市キャッシュレス決済導入補助金変更交付申請書(別記第4号様式)に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、新発田市キャッシュレス決済導入補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の増額の変更は行わないものとする。

(実績報告及び請求)

第10条 交付決定者は、キャッシュレス決済端末等の導入が完了した日から起算して30日以内に、新発田市キャッシュレス決済導入補助金実績報告書兼請求書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績内訳書(別紙)
- (2) 納品書又は請求書の写し及び領収書の写し
- (3) キャッシュレス決済端末等を導入したことが分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市キャッシュレス決済導入補助金確定通知書(別記第7号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実地検査)

第13条 市長は、補助金が適切に利用されていることを確認するため、キャッシュレス決済端末等を導入した事業所又は店舗等において実地検査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から実施する。

別表 新発田市キャッシュレス決済導入補助金に係る補助対象経費

次の①に該当するものに係る経費を補助対象経費とする。ただし、①に該当する経費について申請するもので、②に係る経費が発生する場合は、その経費についても補助対象経費とする。

<p>①キャッシュレス決済端末等の購入及び設置に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済端末本体機器 ・付属機器（タブレット、レシートプリンターなど。ただし、スマートフォンは除く） ・固定利用費 <p>など</p> <p>※決済手数料は補助対象外</p>
<p>②キャッシュレス決済端末等を使用するための電気通信回路の整備に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線開設工事費 ・Wi-Fi ルーター購入費 <p>など</p>